

PARK INFORMATION

令和3年9月13日～9月30日 県立敷島公園運動施設の利用制限について

令和3年9月13日以降も、群馬県全域の「緊急事態措置区域」が延長します。
各県有施設では感染拡大防止の対応を行うものとして、群馬県立敷島公園も、以下の通り利用制限等の対応を継続します。

【共通事項】

- ・ 集団での飲酒行為等を防止する観点から、公園の駐車場を夜間(20時以降)閉鎖します。駐車場の利用時間に合わせたご利用をお願いします。園内のご利用で密な状態が見受けられる場合には、従業員が注意を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 群馬県内から不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えて下さい。8月17日群馬県知事記者会見では、県内者だけでなく県外者の方におかれても、緊急事態宣言中は群馬県への往来を控えて頂きたい旨、要請が出ています。

【公園利用者の皆様へ】

- ・ 公園利用（散策等）については、感染防止対策を行って頂いた上でご利用できます。

【運動施設の個人利用・団体利用の皆様へ】

- ・ 全ての施設にて対象期間の個人・団体共に新規での運動施設利用受付を中止します。
- ・ あらかじめ既に予約の入っている利用については受付いたします。

【イベント・行催事・大会等の主催者様へ】

- ・ 新規でのイベント・行催事・大会等開催の受付を中止します。
- ・ あらかじめ既に予約の入っている利用については受付いたしますが、運動競技大会等で利用する際は、イベント・集客施設の観点から、「主催者が参加者を把握でき、感染対策を徹底の上で“人数を制限できる状態”であれば開催ができる」となります。

※観客応援者の入場に関し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」では、5,000人以下、かつ人と人との間隔を十分確保すること等の条件が定められています。

※なお、参加者が自由に移動できてしまう、入退場時や区域内の適切な行動のコントロールができない等で、参加者の把握ができない場合は実施について慎重に判断して下さい

※人数を制限できる状態とは、スポーツ庁資料等より「観客や利用のための集客を行わない」「観客席閉鎖による無観客化」「観客の事前登録」「日程分散」等の人流抑制対応になります。

参考) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県有施設の対応

https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00010.html

参考) 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00040.html

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV

Tel. 027-234-9338 (10:00～16:00) 担当：岡田